

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月22日
【発行者の名称】	株式会社タイヨーパッケージ (TaiyoPackage Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楠 流維
【本店の所在の場所】	富山県中新川郡立山町利田 183番地1
【電話番号】	076-464-2300
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 稲井田 勝
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社タイヨーパッケージ <a href="https://taiyopackage.co.jp">https://taiyopackage.co.jp</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のため行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第81期	第82期	第83期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	3,842,282	3,995,722	4,331,539
経常利益 (千円)	102,565	210,206	341,879
当期純利益 (千円)	64,405	133,376	258,099
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,550,000	310,000	310,000
純資産額 (千円)	1,150,318	1,221,695	1,386,795
総資産額 (千円)	4,418,042	4,532,385	4,490,138
1株当たり純資産額 (円)	3,710.71	3,940.95	4,473.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	40 (—)	200 (—)	250 (100)
1株当たり当期純利益 (円)	207.76	430.25	832.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.0	27.0	30.9
自己資本利益率 (%)	5.6	11.2	19.8
株価収益率 (倍)	—	2.9	—
配当性向 (%)	96.3	46.5	30.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	826,004	329,135	605,636
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△127,064	△294,352	△352,955
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△615,868	28,514	△330,200
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	328,641	391,939	314,419
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (名)	192 [9]	185 [4]	191 [1]

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 株価収益率は、第81期については当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第83期については、当社株式の売買実績が無いため記載しておりません。  
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。  
5. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

6. 第81期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第82期及び第83期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けております。
7. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、発行済株式総数は1,240,000株減少し、310,000株となっております。
8. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しておりますが、第81期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 第82期までは、期末配当の年1回の剩余金配当を行う基本方針でしたが、第83期からは、利益の配分はよりタイムリーに行うよう、中間配当と期末配当の年2回の剩余金配当を行う基本方針に変更しております。

## 2 【沿革】

当社は、1941 年に配置薬業者向けの販売促進グッズを取り扱う進物屋、いわゆるギフトショップとして創業しました。その後、家庭での配置薬の保管箱も製造するようになり、戦後、太陽紙器工業株式会社として会社化しました。贈答品用の箱はもちろんのこと、食品菓子、雑貨、文具などに水平展開し、社名を現在の株式会社タイヨーパッケージに改めたのは昭和中期の事です。現在は、医薬品パッケージを軸とした包材の製造及び包装の受託並びにこれら附帯業務（以下、「包材製造・受託包装」という。）を展開しております。

当社の創業以後に係る経緯は以下の通りであります。

年 月	沿 革
1941年10月	富山市太田口通りに創業
1948年 3月	太陽紙器工業株式会社として設立
1957年 4月	紙器業界初となる企画・デザイン室を設置
1960年11月	営業の活動拠点として大阪営業所を開設
1961年 9月	営業の活動拠点として東京営業所（現・東京本社）を開設
1966年10月	富山市綾田町に本社、本社工場を移転
1967年10月	社名を株式会社タイヨーパッケージに改称
1970年 8月	厚紙（700g/m <sup>2</sup> ）へのダイレクト印刷技術を開発 ジグソーパズル、百人一首などの紙玩具製造に応用
1977年10月	富山市三郷に本社、本社工場を移転
1990年 8月	全工程をコンピューター制御化
1996年 5月	国内初となる自動検版装置を導入
1998年12月	紙器業界初となる自動大判検品装置を導入
2001年 1月	ISO9001 認証取得
2006年 5月	営業の活動拠点として滋賀営業所を開設
2010年 8月	立山町利田に、医薬品パッケージ製造にフォーカスした工場（現・富山本社第1工場）を増設、本社機能を移転
2016年 9月	営業の活動拠点として名古屋営業所（現・愛知営業所）を開設
2018年 6月	ISO（9001・14001・IEC 27001）と GMP の考え方を併せ持った独自の統合マネジメントシステムを制定し、ISO9001 認証を返上
2020年10月	営業の活動拠点として福岡営業所を開設
2021年12月	医薬部外品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2022年 2月	日本健康・栄養食品協会 GMP 工場 認定
2022年 4月	特殊加工及び原材料倉庫として、富山本社第2工場を増設
2022年12月	化粧品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2023年 5月	指定医薬部外品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2023年 9月	医薬品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2024年 6月	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場

### 3 【事業の内容】

当社は、全国にある医薬品や健康食品の企業様に箱（パッケージ）を販売する、デザインや印刷加工を行う印刷会社です。営業拠点は5カ所（富山、東京、大阪、愛知、福岡）、デザイン拠点は2カ所（富山、東京）、製造拠点は3カ所（富山）あります。顧客の商品がヒットすれば、当社への注文も増加しますので、日頃より売れるパッケージのご提案に努めています。その為には、商品特性をつかむだけでなく、消費者の動向、顧客工場や小売店での扱いやすさにも注力が必要です。

#### （1）医療用医薬品パッケージ製造

病院や薬局等の医療現場で使われる医療用医薬品のパッケージは、取り違いが重大な医療ミスにつながる現場で使用されるため、一目で薬の種類が分かるような色を使ったり、数字を大きく印刷して容量を分かりやすくしたり等、使いやすくて取り違いが防げる工夫を施しています。



#### （2）一般用医薬品パッケージ製造

ドラッグストア等の店頭で販売される一般用医薬品のパッケージは、カラフルなデザインや表面の光沢等、人目に付きやすくする多数の加工を施すことが特徴です。また、成分表示に誤りがあると重大な事故につながることもあるため、表記文字の校正は慎重に行います。



### (3) 健康食品・化粧品パッケージ製造

健康食品や化粧品のパッケージは、一般用医薬品パッケージと同様にカラフルなデザインなものが多いですが、一部では更に高級感を出すためのきらびやかな加工や、箱の形状自体に特徴を持たせた加工を行うことが特徴です。また、最近では素材としてアルミパウチを使うことも増えてきています。



### (4) 受託包装

顧客から中身の製品をお預かりして、包装と出荷を請け負うサービスも展開しています。当社では、包材となるパッケージの製造から包装・出荷までをトータルサービスとして提供することができる特徴です。



## (5) 食品・菓子パッケージ製造

食品やお菓子のパッケージは、手に取る人に雰囲気や楽しさを味わってもらうためのデザインや箱の形状が特徴です。当社では、富山土産として親しまれる「ますのすし」の特殊な箱の構造を手掛けた歴史もあり、グラフィックだけではなく、コンストラクションのデザインも得意としています。

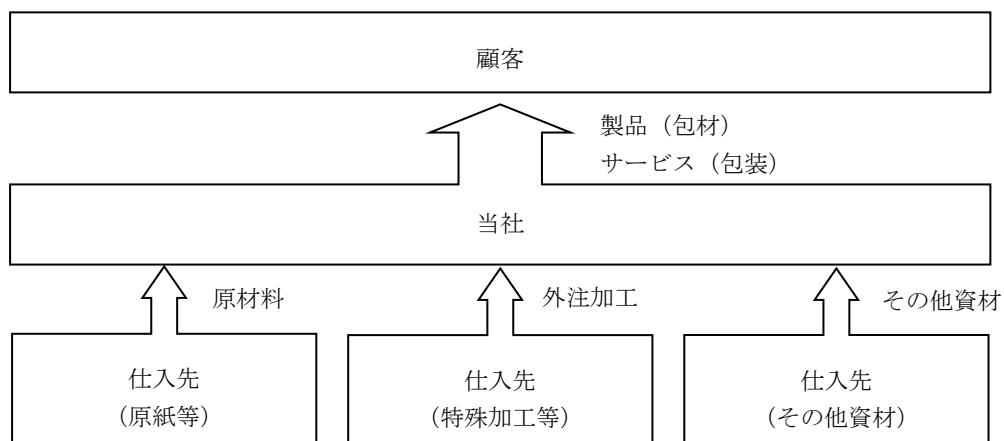


## (6) 紙文具製造

当社ではパッケージだけではなく、パズルやかるた等の紙製の文具製造も古くから行っています。主に、大手玩具メーカーの知育部門等から製造を受託しています。

### [事業系統図]

当社事業を事業系統図によって示すと、以下の通りです。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
191〔1〕	40.5	12.0	4,457

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は包材製造・受託包装の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度（2024年10月1日～2025年9月30日）における当社の外部環境及び内部環境は、以下のとおりでした。

**【政治】** 米国では共和党第2次トランプ政権が発足し、ロシア・ウクライナ戦争停戦の働きかけを行うも難航しております。また、自国第一主義の姿勢を明確に打ち出し、その一環としての関税政策では他国との交渉をまとめており、前民主党バイデン政権からの方針転換が大胆に行われました。一方、日本では自民党石破政権が発足しましたが、直後の解散選挙では目標に掲げた過半数に届かず31年ぶりの少数与党となり、その後の2度の選挙においても大敗したことで、辞任が表明されました。なお、日米首脳会談に対する成果が限定的に留まつたものの、現政権は中国との友好関係が築けています。

**【経済】** 長期化する円安傾向によって、日本の大手輸出関連企業の業績は好調を維持しており、輸出産業を中心に日本の株価は上昇傾向にあります。逆に輸入関連では消費者への価格転嫁が避けられず物価上昇の一因となっているほか、増税に類する国民負担も多くなったことで、日本経済回復の兆しが見えない状態が続いている。なお、米国トランプ政権の影響で円高に振れる予測もありましたが、日米の金利差が縮まらなかつたことや日本そのものの経済的な魅力が薄れているとの見方などから、円安傾向が続いている。

**【社会】** 大手企業を中心に人手不足を起因とした賃上げが活発化し、国内の最低賃金が過去最大の上げ幅で決定していますが、物価と賃金との不均衡な状態が解消するまでには至っていません。また、増税に類する国民負担も多くなったことで実質賃金はマイナス傾向にあり、国民の不満が現政権だけに留まらず、各省庁へのデモ活動等へと広がりを見せました。なお、円安によるインバウンド需要は観光業を中心に好調ではありますが、オーバーツーリズムと呼ばれる観光公害への懸念も高まっているほか、不法残留者に対する取締りの強化を求める声も高まりました。

**【技術】** 各国でのAI技術の成長が著しく、様々な品質、価格、種類が発表され続けています。文章や画像の生成ばかりが目立っていますが、検査や検品など製造業への活用に期待が高まっており、日本の省力化に寄与するものと思われます。省力化技術としては、自動運転の実用化も進んでおり、物流分野での人手不足解消が期待されています。一方で、環境対策として注目されてきた電気自動車（EV）は陰りが見え始めている状況です。

**【市場】** 当社が印刷製品を販売する主要顧客は「医療用医薬品（処方箋薬）」「一般用医薬品（OTC）」「健康食品」の3つの市場に分類されますが、円安による原薬等の輸入品の高騰に加え、人手不足による生産性鈍化に苦慮しているようです。

特に、医療用医薬品（処方箋薬）では度重なる薬価低減が薄利を招き、不採算な商品の整理が進んでいます。一方で、一般用医薬品（OTC）は処方箋不要の気軽さもありCOVID-19パンデミック以降も風邪薬等の売行きが堅調なほか、インバウンド需要も増加していましたが、現状がピークと予想されています。また、健康食品市場ではスポーツ栄養補助食品においてプロテイン等の売行きが良好成長を続けています。

**【競合】** 当社は、医薬品等の衛生度を求める高付加価値な包材（印刷紙器）を製造する業界に属しますが、競合内のリーディングカンパニーの国内シェアは約40%と安定しており、国外での成長へと舵を切り始めました。その他の競合では人手不足による納期遅延が常態化していることで成長が鈍化しています。一部で低価格戦略を取る競合もありますが、財務体力から考えるとその影響度は限定的です。なお、参入障壁の高さから目立った新規参入は無いものの、代替品については通販用としてアルミパウチの需要が増え始めています。

よって、QCDのうちD（納期）対応の有無が成功要因と言え、加えて顧客起点で思考した課題解決の提供がより一層重要となっています。

**【自社】** 製造ラインの増設による増産体制の強化、製造オペレーションの改善や製造マシン自体の開発による省力化を計画通り進めることで、納期遅延の防止や安定供給を維持しており、医療用医薬品（処方箋薬）の商品整理が始まっている中でも堅調な売上を維持しております。また、一般用医薬品（OTC）市場も含め受注が大ロット化し、より生産性が高まりました。更に、医薬品向け受託包装の設備導入や承認、監査が整ったことで、健康食品だけでなく一般用医薬品（OTC）の受託包装の受注も始まり、新規領域での売上拡大が進んでいます。同時にアルミパウチの研究も進めているほか、販売部門の顧客対応の良さにより、顧客からの信頼を厚くしています。

これらの結果、売上高は4,331百万円（前年比8.4%増）、営業利益は321百万円（前年比58.1%増）、経常利益は341百万円（前年比62.6%増）、当期純利益は258百万円（前年比93.5%増）となりました。

## （2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は314百万円となり、前事業年度末に比べ77百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は605百万円となりました。これは主に税引前当期純利益、減価償却費によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は352百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出、無形固定資産の取得による支出によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は330百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入により増加した一方で、短期借入金の減少、長期借入金の返済による支出、配当金の支払により減少したものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高 (千円)	前年比 (%)
包材製造・受託包装	2,914,767	106.7
合計	2,914,767	106.7

### (2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年比 (%)	受注残高 (千円)	前年比 (%)
包材製造・受託包装	4,221,696	99.4	227,490	77.0
合計	4,221,696	99.4	227,490	77.0

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年比 (%)
包材製造・受託包装	4,331,539	108.4
合計	4,331,539	108.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
日医工株式会社	464,119	11.6	574,344	13.3

2. 割合が10%未満の相手先については記載しておりません。

### 3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

#### (物価高騰における価格転嫁の対応)

当社製品の原材料である紙やインキは、原油や木材等の価格変動や為替レートの影響を大きく受けるものであり、現在の経済情勢では価格高騰が継続する見通しです。今後も必要に応じて価格転嫁を行っていく必要がありますが、当社における生産性向上等によって可能な限り製品原価への影響を抑え、顧客との良好な関係を維持しつつ進めることを課題として認識しております。

#### (人的資本投資の強化)

当社の事業拡大を進めるためには、専門的な技術力や知識を有する高度人材の獲得及び育成が不可欠であると考えております。そのため、高度人材を獲得するための採用体制の改革、既存人材の能力や意識の向上を図るための教育研修制度の拡充を行う等、人的資本投資の強化を進めてまいります。

#### (生産体制の強化)

当社の売上拡大が順調に進んでいる中、既存工場・設備での生産キャパシティの上限が迫っており、今後生産量を増加させていくために、工場の増設を行っていくとともに、引き続き、製造オペレーションの改善や製造マシン自体の改善を推進して総合的な生産体制の強化を進めてまいります。

#### (コーポレート・ガバナンスと内部統制の強化)

当社は、当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のために、更なる経営の健全性、透明性及び客観性の確保が必要であり、コーポレート・ガバナンスと内部統制の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対するコンプライアンス教育の強化等により、コーポレート・ガバナンスと内部統制の更なる強化に努めてまいります。

### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 国内の経済状況の変化について

当社は日本国内の医薬品メーカー、健康食品・化粧品メーカー等を主な顧客として事業展開しているため、日本国内の経済情勢の変動によって顧客各社の経営状況が影響を受け、当社の経営成績及び財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 医薬品メーカーを取り巻く環境の変化について

当社事業の売上高の大半は医療用医薬品と一般用医薬品が占めており、顧客の大半が医薬品メーカーという状況です。特定の顧客が売上高の大半を占めるという状況には無いため、顧客1社の経営状況が当社の経営成績に大きな影響を及ぼすということはありませんが、医薬品メーカー全体又は複数顧客を取り巻く市場や業界動向、関連法の改正及びその他薬事行政における指導等による環境変化が当社にも影響を及ぼす可能性があります。当社は、他顧客業種の開拓等により、医薬品メーカーの経営状況による影響を小さくするよう努めてまいりますが、大きな環境変化が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 原材料やエネルギーの価格変動による影響について

当社事業の原材料である紙やインキ、生産設備の動力源である電力やガス等のエネルギーは世界情勢や市況によって供給不足や価格高騰が発生するリスクがあり、当社は仕入先の分散、生産性の向上や省エネ推進、製品販売価格への転嫁等によってこれらのリスク低減や影響緩和に努めてまいりますが、それでも影響が吸収しきれない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 特有の法的規制及び製品の不具合が生じた場合の責任について

当社事業における製品の大半を占める医薬品向けの包材は、医薬品の一部であり、包材に表示面での誤りがあった場合、その誤った情報を基に医薬品が使用されてしまうことで、時には人命に関わる事態を引き起こす可能性があります。当社では医薬品におけるGMPの考え方をベースとした独自の品質マネジメントシステムによって品質管理・品質保証体制を構築し、安定した品質の製品供給に努めていますが、万が一、当社の製造過程における過失等により薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に抵触する製品が市場に流出した場合、その回収費用等の負担が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客における製造過程において、当社が製造・販売した製品に起因する何らかの不具合が生じた場合、発生した回収費用の責任割合に応じて当社負担が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 許認可の取消しが生じた場合の影響について

当社では、受託包装における一部製品の取扱いのため、以下の許認可を取得しております。

許認可の名称・許認可番号	所轄官庁等	許認可の内容	有効期間	法定違反の要件及び主な許認可取消事由
医薬品製造業許可（医薬品包装・表示・保管） 16AZ200082	富山県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可された医薬品製造業者であることの証明	2023年9月19日～2028年9月18日	更新の申請時に、構造設備、許可に必要な資格者を有しないなどの厚生労働省令で定める基準に適合しない時は取消となる場合がある
医薬部外品製造業許可（医薬部外品包装・表示・保管） 16DZ200042	富山県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可された医薬部外品製造業者であることの証明	2021年12月24日～2026年12月23日	更新の申請時に、構造設備、許可に必要な資格者を有しないなどの厚生労働省令で定める基準に適合しない時は取消となる場合がある
化粧品製造業許可（化粧品包装・表示・保管） 16CZ200056	富山県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可された化粧品製造業者であることの証明	2022年12月27日～2027年12月26日	更新の申請時に、構造設備、許可に必要な資格者を有しないなどの厚生労働省令で定める基準に適合しない時は取消となる場合がある

これらについては、許認可取消事由に該当してしまった場合に取消しとなることがあります、当社では、許可に必要な構造設備・資格者を継続して有することができるよう、細心の注意を払って管理を行っておりますが、万が一、許認可が取消しとなってしまった場合には、当社事業の大半を占める包材製造への影響は無いものの、受託包装における一部製品の取扱いができなくなるため、顧客からの受注が減少し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 設備投資について

当社事業は包材の製造販売を中心としており、その設備投資については市場動向や顧客状況を踏まえた受注予測に基づいた設備投資計画を策定しています。しかしながら、受注予測が計画通りに進捗しない場合には、投資回収期間の長期化によって当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、受注予測が計画通りであっても、設備投資が計画どおりに進捗しなかった場合は、受注機会の損失によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 情報セキュリティについて

当社は顧客の新製品の包材を販売することもあり、その際には顧客から未公開の新製品情報の提供を受けることがあります。当社は顧客と秘密保持契約や覚書を締結した上で、情報漏えいの防止を徹底しておりますが、万が一、情報漏えいが発生した場合は、顧客からの信頼関係失墜による受注機会の損失によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 自然災害の発生について

大規模な地震や台風・大雨・大雪等の自然災害が発生することによる当社の建物設備の損壊、がけ崩れ等の自然災害による物流網の機能停止等が発生した場合、当社の営業活動全般に支障が生じる可能性があります。発生時の損害を最小限にするために、事業継続計画を策定し、自然災害が発生した場合の初期対応や定期的な点検・訓練、連絡体制等について具体的な備えを推進しておりますが、このような災害による物的、人的被害により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

##### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

##### （a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

##### （b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等

が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場

合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主 (甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下、「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について

株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。

- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑯その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当事業年度における研究開発費の総額は 13,565 千円となっております。

当社は現在、製造工程全般における省力化と充填技術を主として研究開発活動を行っておりますが、今後は研究開発費を増加して更に積極的に研究開発を継続しつつも、小さなコストで大きな成果を挙げられるよう、効率的な活動を目指してまいります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第 6 【経理の状況】 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 【注記事項】 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

## (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

総資産は4,490百万円となり、前事業年度末に比べ42百万円減少いたしました。

その内、流動資産につきましては1,567百万円と、前事業年度末に比べ4百万円減少いたしました。その主な要因は、売掛金、商品及び製品が増加した一方で、現金及び預金、受取手形、電子記録債権が減少したことによるものです。また固定資産につきましては、2,922百万円と、前事業年度末に比べ37百万円減少いたしました。その主な要因は、有形固定資産の減少によるものです。

### (負債の部)

負債合計は3,103百万円となり、前事業年度末に比べ207百万円減少いたしました。

その内、流動負債につきましては1,235百万円と、前事業年度末に比べ16百万円減少いたしました。その主な要因は、買掛金、未払費用が増加した一方で、短期借入金、未払金、未払法人税等が減少したことによるものです。また固定負債につきましては1,868百万円と、前事業年度末に比べ191百万円減少いたしました。その主な要因は、長期借入金の減少によるものです。

### (純資産の部)

純資産は1,386百万円となり、前事業年度末に比べ165百万円増加いたしました。その主な要因は、利益剰余金の増加によるものです。この結果、当事業年度末の自己資本比率は、30.9%となりました。

## (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

## (4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

## (5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当社では 392,890 千円の設備投資を実施いたしました。主なものは、包材製造・受託包装における生産設備の導入の 261,704 千円であり、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、除却等はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員 数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地 (面積m <sup>2</sup> )	リース資産	工具、器具 及び備品	
富山本社 (富山県中新川郡立山町)	包材製造・受託包装	包材の製造設備、管理設備	1,146,547	731,711	393,741 (30,609.38)	1,694	49,345	2,323,038 153 [ - ]
三郷工場 (富山県富山市)	包材製造・受託包装	包材の製造設備、管理設備	86,304	62,509	167,355 (14,608.62)	2,730	1,641	320,539 26 [ 1 ]
西本郷工場 (富山県富山市)	包材製造・受託包装	包材の製造設備、管理設備	53,880	10,813	59,131 (2,639.81)	—	—	123,824 — [ - ]
東京本社その他事業所	包材製造・受託包装	包材の設計設備	619	1,678	—	—	2,836	5,133 12 [ - ]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 西本郷工場は製造委託先へ賃貸しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
富山本社 (富山県中新川郡立山町)	包材製造・受託包装	包材の製造設備	90,596	—	借入金	2025年6月	2026年3月	—

(注) 1. 完成後の増加能力については現段階での量的換算が困難であり、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,240,000	930,000	310,000	310,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,240,000	930,000	310,000	310,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を導入しておりますが、当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の総数は、0株です。

#### (6) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

#### (7) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年3月11日 (注)1	△1,240,000	310,000	—	100,000	—	55,000

(注) 1. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、発行済株式総数は1,240,000株減少し、310,000株となっております。

(8) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	18	21	—
所有株式数(単元)	—	—	—	441	—	—	2,659	3,100	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	14.2	—	—	85.8	100.0	—

(9) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
楠 流維	富山県富山市	166,200	53.61
楠 行博	富山県富山市	51,500	16.61
稻井田 勝	富山県富山市	31,400	10.13
日医工株式会社	富山県富山市総曲輪1丁目6番	24,000	7.74
王子マテリア株式会社	東京都中央区銀座5丁目12番	20,000	6.45
楠 晴行	茨城県土浦市	2,600	0.84
酒井 博行	富山県富山市	2,000	0.65
堀田 篤志	富山県富山市	1,400	0.45
高沼 美昭	富山県富山市	1,000	0.32
佐伯 浩一	富山県富山市	1,000	0.32
計	—	301,100	97.13

(10) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 310,000	3,100	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 310,000	—	—
総株主の議決権	—	3,100	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策と位置づけ、利益の配分につきましては、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮しつつ、株主の皆様への継続的な配当を基本方針とし、これに加え業績に応じた成果の配分を行うことを念頭に、具体的には配当性向 30～40%（通常時は 40%、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化が必要時は 30%）以上を目指して安定的に配当を維持又は増加させてまいりたいと考えております。

当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年 2 回の剩余金配当を行うことを基本方針としております。これらの剩余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度に係る剩余金の配当につきましては、上記配当方針に基づき、来期より持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金が必要となることを踏まえまして、2025 年 3 月末日を基準日として 1 株当たり 100 円の中間配当を、2025 年 9 月末日を基準日として 1 株当たり 150 円の期末配当を実施しております。この結果、配当性向は 30.0% となります。内部留保した資金につきましては、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金として活用するとともに、将来の競争優位性の確立を通じて株主の皆様に還元してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剩余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1 株当たり配当額（円）
2025 年 5 月 12 日 取締役会決議	31,000	100
2025 年 12 月 22 日 定時株主総会決議	46,500	150

## 4 【株価の推移】

### (1) 最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第 82 期
決算年月	2024 年 9 月期
最高（円）	1,250
最低（円）	1,250

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 当社株式は、2024 年 6 月 27 日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。また、第 83 期については、当社株式の売買実績が無いため記載しておりません。

(2) 最近6ヶ月間の月別最高・最低株価

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 2025年4月から2025年9月については、売買実績が無いため記載しておりません。

5 【役員の状況】

男性 8名、女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	楠 流維	1979年7月28日	2003年 2007年 2009年 2013年 2014年 2018年	当社入社 当社経営企画室長 当社営業本部課長 当社取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長(現任)	(注)1	(注)3	166,200
取締役	副社長	稻井田 勝 (注)4	1968年3月5日	1990年 2009年 2010年 2011年 2012年 2014年	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社)入社 当社入社 当社経営企画部長 当社上席執行役員 総務部長 当社取締役 上席執行役員 当社代表取締役副社長 当社取締役副社長(現任)	(注)1	(注)3	31,400
取締役	—	高沼 美昭	1972年5月1日	1993年 1994年 1998年 2004年 2016年 2019年 2025年 2025年	菱友計算株式会社(現株式会社菱友システムズ)入社 株式会社テムコシステム入社 株式会社サンレーベル入社 当社入社 当社総務課長 当社管理部長 当社企画部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	(注)3	1,000
取締役	—	酒井 博行	1970年7月8日	1994年 1997年 2003年 2007年 2009年 2018年 2025年	株式会社エス・ピー・ディー明治入社 当社入社 当社富山営業所課長 当社本社営業部次長 当社営業企画部長 当社営業部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	(注)3	2,000
取締役	—	堀田 篤志	1975年4月11日	1999年 2000年 2010年 2012年 2015年 2025年	岡野電気工事株式会社入社 当社入社 当社品質管理課長 当社製造部次長 当社製造部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)1	(注)3	1,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	佐伯 浩一	1979年1月14日	2002年 2010年 2015年 2019年 2024年 2025年	当社入社 当社生産管理課長兼設計開発管理課長 当社営業企画課長 当社品質保証部長兼受託製造部長 当社ヘルスケア事業部長（現任） 当社取締役（現任）	(注)1	(注)3	1,000
取締役 (注)5	—	横田 早世	1987年1月27日	2010年 2015年 2016年 2016年 2017年 2021年 2022年 2023年	岩谷産業株式会社入社 アール株式会社入社 スマートキャンプ株式会社入社 開業（個人事業主） 会社設立（株式会社ラフスケッチ）（現任） 当社顧問契約 当社取締役（現任） 会社設立（株式会社E n g u n E n g i n e e r）（現任）	(注)1	(注)3	—
監査役	—	坂東 正法	1974年1月24日	2000年 2005年 2008年 2015年 2016年 2017年 2022年 2023年 2025年 2025年	株式会社サンライト入社 笛徳印刷株式会社入社 株式会社東海テレビプロダクション入社 当社入社 当社食品包装・文具営業課長 当社企画部長 当社副営業部長 当社企画部長 当社内部監査室部長 監査役（現任）	(注)2	(注)3	1,000
計								204,000

- (注) 1. 取締役の任期は、第83期に係る定時株主総会終結の時から第85期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、第83期に係る定時株主総会終結の時から第87期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 第83期における役員報酬の総額は、72,600千円であります。なお、対象となる役員の員数は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役1名、計6名であります。
4. 取締役 稲井田勝は、代表取締役社長 楠流維の義兄であります。
5. 取締役 横田早世は、社外取締役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主、お客様、仕入先、従業員等の全てのステークホルダーに対し、適切な情報開示・提供を行うとともに、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定・業務執行を行うことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制を整備してまいります。

#### ②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

##### <取締役会>

取締役会は、取締役全員で構成されており、代表取締役社長がその議長となり、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要な事項について決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。

また、取締役の指名については、株主総会にて取締役を選任した後、取締役会において、取締役会議長や代表取締役、業務執行取締役等について、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力等を踏まえて議論を行い、選定しております。

取締役の報酬については、株主総会にて報酬総額の上限を決議した後、取締役会において、その上限を超えることが無いよう、管掌範囲・責任範囲・常勤性・業務内容・難易度等を鑑みて、社会通念上、妥当と判断出来る内容であるかどうか議論を行い、決定しております。

##### <監査役>

監査役は、適正な経営活動の確保を目的として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人、内部監査室及び監査法人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を通じて、取締役の業務執行の監査等を行っております。

##### <会計監査>

当社は、OAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお第83期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、田中莊治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

##### <内部監査>

内部監査は、内部監査室（1名）が担当しております。内部監査室は、監査役の指示のもと、内部監査計画に基づき、各部門に対して監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を取締役会に提出して、適宜改善を行っております。

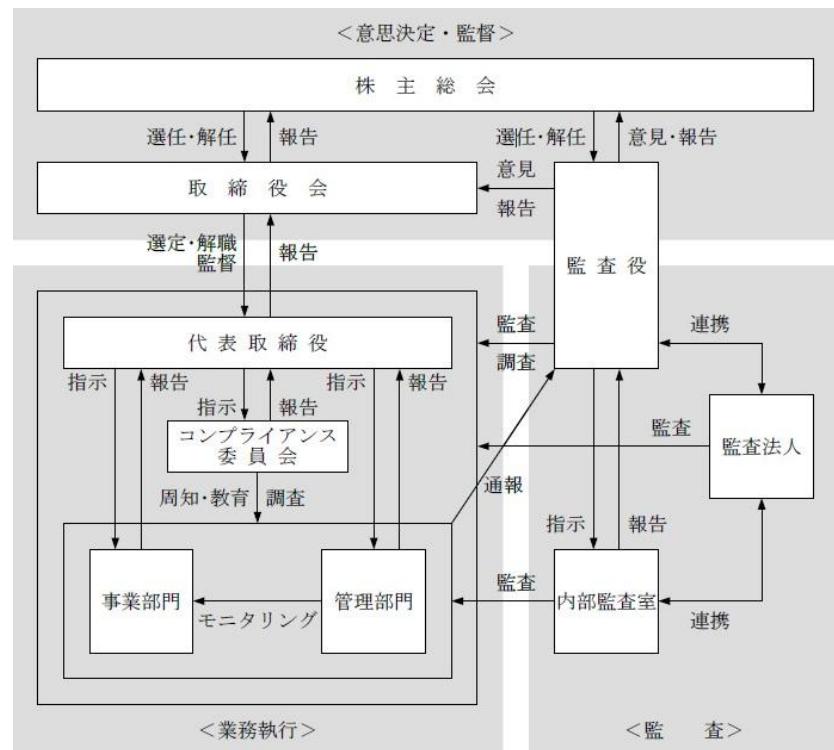
##### <監査役・会計監査・内部監査の連携>

監査役、会計監査、内部監査が相互に連携を行うことで、効果的・効率的に監査を実施しております。

##### <コンプライアンス委員会>

代表取締役及び業務執行取締役、各部長を構成員とするコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に係る活動を推進し、問題や課題が見受けられれば、是正や改善を行うことを職務としています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



### ③内部統制システムの整備の状況について

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

#### ＜取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について＞

法令等の遵守体制に係る社内規程等を用いて、就任時の説明等の場において、取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。

取締役は、経営に関する重要事項のみならずリスク情報も含めて取締役会に報告して情報を共有し、協議することにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。

取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議題のほか、法令及び定款に定める事項を決議し、会社の意思決定を法令及び定款に適合させる体制とする。

役職員が、社内において法令及び定款に違反する行為又はそのおそれがある行為を発見した場合には、直ちに通報する旨のコンプライアンス規程及び内部通報規程を設ける。

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員が常にコンプライアンスを意識して職務の執行にあたるよう、コンプライアンス研修を実施する。

反社会的勢力との関係は法令等の違反につながるものと認識し、その取引は断固拒絶する姿勢で臨み、関係排除に取組む。

#### ＜取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について＞

文書・記録管理規程を定め、文書及び記録の取扱いに関する基本事項の運用・管理を行う。

株主総会議事録、取締役会議事録、決裁の記録その他業務執行に関する重要な記録等は、適時適切に作成すると

ともに、適切に保管して取締役の職務執行の証跡とする。

＜損失の危険管理に関する規程その他の体制について＞

コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに限らない全社的なリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。また、災害等の不測の事態が発生した場合の事業継続計画書を整備することで、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に抑える。

＜取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について＞

取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の職務執行の効率性を図るのみならず、取締役は相互にその効率性の監督を行う。

業務分掌規程を設け、取締役会の決定に基づく職務のための各部門の業務分掌を明確にすることで、適正かつ効率的な職務が行われる体制を確保する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び年度計画を策定するとともに、その計画達成に向けた各部門の業務執行をチェックする。

＜監査役の職務を補助すべき使用人の体制及び使用人の独立性の確保について＞

現在、監査役の職務を補助するため、内部監査室がその業務を兼任している。内部監査室は、内部監査部門としての業務においては、代表取締役の指揮・命令のもと、その職務を遂行し、監査役の職務を補助すべき使用人としての業務においては、監査役の指揮・命令のもと、その職務を遂行する。

(注) 1. 2025年11月28日開催の取締役会において、内部監査室の業務執行機関からの独立性の強化を図るため、内部監査室は代表取締役直轄から監査役直轄へと移行し、「①現在、監査役の職務を補助するため、内部監査室がその業務を兼任している。内部監査室は、監査役の指揮・命令のもと、その職務を遂行する。」としております。

監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役と監査役の協議により選任するが、選任された者は、監査役の職務を補助すべき使用人としての業務においては、取締役の指揮・命令は受けない。

(注) 1. 2025年11月28日開催の取締役会において、内部監査室の業務執行機関からの独立性の強化を図るため、内部監査室は代表取締役直轄から監査役直轄へと移行し、「②監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役と監査役の協議により選任するが、選任された者は、取締役の指揮・命令は受けない。」としております。

＜取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について＞

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

＜監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に関する方針について＞

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務を会社として負担する。

＜その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制について＞

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、決裁の記録その他業務執行に関する重要な記録等を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求める。

監査役は、取締役と相互に意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて会合を持つ。

監査役が独自の意見形成をするため、必要に応じて外部の専門家等に相談できる体制を確保する。

#### ④社外取締役及び社外取締役との関係について

社外取締役として選任している横田早世氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は経営コンサルタントとして多数の実績と経験を有していることから、「経営の透明性とコーポレート・ガバナンスの向上」の観点より、第三者目線で当社の業務執行に対する監督、助言等を行って頂けることを期待し、社外取締役として選任しております。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、コンプライアンスとリスク管理に係る諮問委員会であるコンプライアンス委員会が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥役員報酬の内容

##### (a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

###### (役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容)

###### (基本方針)

- ・役員の個人別の報酬等は、基本報酬及び非金銭報酬等とし、業績連動報酬等は、設けない。
- ・基本報酬は、業績に連動しない、月例、固定での金銭報酬とする。
- ・非金銭報酬等は、中長期での企業価値向上、株価上昇に向けたインセンティブの付与を目的とした退職時報酬型ストックオプション（新株予約権）とする。なお、非金銭報酬等は、その職務に鑑み、代表取締役及び業務執行取締役を対象とする。
- ・上記の定めにかかわらず、従業員に対する賃金規程に準じて、通勤手当、出張手当等を支給する。

###### (役員の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

- ・基本報酬の額（月額）は、以下のとおり、決定する。なお、計算期間は、毎月、1日から末日までとし、計算期間の途中での就任や退任、解任などの場合は、日割り計算を行わず、1か月分、支給する。また、会社業績が著しく低迷したときや、社会的に責任を明らかにすべき事態が発生したときなどは、減額等の措置をとることがある。

###### (イ) 代表取締役及び業務執行取締役

管掌業務の広さや職責の重さ、常勤性などを総合的に勘案して、25万円～250万円とする。

###### (ロ) その他の取締役

職責の重さや常勤性などを総合的に勘案して、25万円～100万円とする。

###### (ハ) 監査役

職責の重さや常勤性などを総合的に勘案して、25万円～100万円とする。

- ・非金銭報酬等の額（年額）は、以下のとおり、決定する。なお、計算期間は、毎年、10月1日から翌年9月末日までとする。

###### (イ) 代表取締役及び業務執行取締役

管掌業務の広さや職責の重さ、常勤性などを総合的に勘案して、0個～20個とする。

###### (ロ) その他の取締役

対象外とする。

###### (ハ) 監査役

対象外とする。

###### (基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針)

- ・中長期での企業価値向上、株価上昇への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となるよう決定する。

###### (役員に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針)

- ・基本報酬の支給時期は、毎月、翌月の10日とする。ただし、支給日が休日に当たる場合は、その前日と

する。

- ・非金銭報酬等の支給条件は、毎年、株主総会にて決定されることとし、その支給時期は、株主総会にて決定された効力発生日とする。

(決定方法)

- ・取締役の個人別の報酬等の内容は、以下のとおり、決定する。  
株主総会にて決定された取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役会の決議にて決定する。
- ・監査役の個人別の報酬等の内容は、以下のとおり、決定する。  
株主総会にて決定された監査役の報酬等の総額の範囲内において、監査役間の協議にて決定する。なお、監査役が1名の場合には、株主総会にて決定するものとする。

(b) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67,800 (3,000)	67,800 (3,000)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4,800 (—)	4,800 (—)	— (—)	— (—)	1 (—)

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引を行う際は、当該取引の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。支配株主を含む関連当事者との取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者との取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内、監査役は3名以内とする旨定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

該当事項はありません。

⑫取締役及び監査役の責任免除又は限定

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、当該取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役及び監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等の法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で、取締役会の決議により、免除することができる、また、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等の法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役及び監査役と

の間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる（ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令で定める額とする）旨を定款に定めております。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

（a）投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式は保有せず、純投資目的以外の目的である政策保有株式のみを保有しておりますが、現在、解消に向けて売却手続きを進めております。

（b）保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有適否に関する取締役会等における検証内容  
当社が保有する政策保有株式については、合理的理由が認められる場合にのみ保有することとしております。保有の合理性については、保有に伴う採算や取引関係の維持強化等の保有目的を勘案し、判断しております。

（c）保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	2,416
非上場株式以外の株式	—	—

（d）当事業年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数	株式数の減少に係る売却価額の合計額（千円）
非上場株式	1	1,038
非上場株式以外の株式	—	—

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
11,500	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の規模・業務の特性、監査業務の内容、監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、OAG監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	391,939	314,419
受取手形	※1 10,888	※1 1,050
電子記録債権	※1 146,573	※1 138,895
売掛金	648,644	703,138
商品及び製品	114,878	146,331
仕掛品	73,851	79,010
原材料及び貯蔵品	166,438	166,717
前払費用	13,289	11,683
その他	6,088	7,027
貸倒引当金	△790	△840
流動資産合計	1,571,803	1,567,434
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2、※3 1,260,848	※2、※3 1,195,180
構築物（純額）	※2、※3 97,845	※2、※3 92,170
機械及び装置（純額）	※2 749,982	※2 806,712
車両運搬具（純額）	※2 577	※2 0
工具、器具及び備品（純額）	※2 34,038	※2 53,823
土地	※3 620,429	※3 620,429
リース資産（純額）	※2 7,386	※2 4,424
建設仮勘定	62,370	8,010
有形固定資産合計	2,833,477	2,780,752
無形固定資産		
ソフトウェア	59,289	72,909
ソフトウェア仮勘定	31,873	31,177
無形固定資産合計	91,162	104,087
投資その他の資産		
投資有価証券	3,021	2,416
出資金	19,370	19,360
従業員に対する長期貸付金	600	—
破産更生債権等	2,200	—
長期前払費用	5,537	9,249
その他	7,413	6,838
貸倒引当金	△2,200	—
投資その他の資産合計	35,942	37,864
固定資産合計	2,960,581	2,922,704
資産合計	4,532,385	4,490,138

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
電子記録債務	156,481	160,419
買掛金	197,190	230,639
短期借入金	62,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※3 474,555	※3 470,838
リース債務	3,125	1,805
未払金	48,462	31,732
未払費用	120,290	157,167
未払法人税等	67,706	61,572
未払消費税等	18,174	24,901
その他	103,225	96,110
<b>流動負債合計</b>	<b>1,251,213</b>	<b>1,235,187</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	※3 1,963,660	※3 1,795,302
リース債務	4,867	3,061
繰延税金負債	90,949	69,792
<b>固定負債合計</b>	<b>2,059,476</b>	<b>1,868,156</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,310,689</b>	<b>3,103,343</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	55,000	55,000
<b>資本剰余金合計</b>	<b>55,000</b>	<b>55,000</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	9,140	9,140
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	40,342	38,074
特別償却準備金	169,289	128,077
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>847,923</b>	<b>1,056,503</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>1,066,695</b>	<b>1,231,795</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>1,221,695</b>	<b>1,386,795</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,221,695</b>	<b>1,386,795</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,532,385</b>	<b>4,490,138</b>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月 30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月 30日)
売上高	※1 3,995,722	※1 4,331,539
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	120,580	126,944
当期商品仕入高	456,022	507,257
当期製品製造原価	2,703,993	2,890,068
合計	3,280,596	3,524,270
他勘定振替高	1,009	—
商品及び製品期末棚卸高	126,944	157,261
棚卸資産評価損	1,156	742
商品及び製品売上原価	3,153,799	3,367,751
売上総利益	841,923	963,787
販売費及び一般管理費	※2, ※3 638,359	※2, ※3 642,052
営業利益	203,563	321,734
営業外収益		
受取配当金	129	78
作業くず売却益	33,309	35,493
雑収入	2,778	4,017
営業外収益合計	36,217	39,589
営業外費用		
減価償却費	8,771	2,820
支払利息	14,253	13,499
手形譲渡損	2,132	2,943
雑損失	4,417	180
営業外費用合計	29,575	19,443
経常利益	210,206	341,879
特別利益		
固定資産売却益	※4 1,419	※4 128
助成金収入	1,400	3,787
投資有価証券売却益	2,741	419
特別利益合計	5,560	4,334
特別損失		
固定資産除売却損	※5 1,327	※5 1,166
減損損失	※6 19,487	—
災害損失	3,888	—
特別損失合計	24,703	1,166
税引前当期純利益	191,063	345,048
法人税、住民税及び事業税	93,351	108,105
法人税等調整額	△35,664	△21,156
法人税等合計	57,686	86,948
当期純利益	133,376	258,099

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	(注) 1	1,221,047	44.7	1,290,430	44.3
II 労務費		642,285	23.5	657,088	22.5
III 経費		868,859	31.8	967,247	33.2
当期総製造費用		2,732,191	100.0	2,914,767	100.0
期首仕掛品棚卸高		70,046		77,580	
合計		2,802,238		2,992,347	
期末仕掛品棚卸高		77,580		84,618	
他勘定振替高		△20,664		△17,661	
当期製品製造原価		2,703,993		2,890,068	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
外注加工費 (千円)	166,138	180,927
減価償却費 (千円)	312,375	334,412
水道光熱費 (千円)	104,261	106,695

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
研究開発費 (千円)	△15,224	△13,565
企画費 (千円)	△2,755	△3,952
災害損失 (千円)	△2,521	—
広告宣伝費 (千円)	△163	△106
未収入金 (千円)	—	△20
事務用消耗品費 (千円)	—	△17

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本										純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	55,000	55,000	9,140	42,163	236,159	707,855	995,318	1,150,318	1,150,318		
当期変動額												
利益剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△62,000	△62,000	△62,000	△62,000	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	133,376	133,376	133,376	133,376	
圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△1,821	—	1,821	—	—	—	—	
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△66,870	66,870	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,821	△66,870	140,068	71,376	71,376	71,376		
当期末残高	100,000	55,000	55,000	9,140	40,342	169,289	847,923	1,066,695	1,221,695	1,221,695		

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本										純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	55,000	55,000	9,140	40,342	169,289	847,923	1,066,695	1,221,695	1,221,695		
当期変動額												
利益剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△93,000	△93,000	△93,000	△93,000	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	258,099	258,099	258,099	258,099	
圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△2,268	—	2,268	—	—	—	—	
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△41,211	41,211	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△2,268	△41,211	208,579	165,099	165,099	165,099		
当期末残高	100,000	55,000	55,000	9,140	38,074	128,077	1,056,503	1,231,795	1,386,795	1,386,795		

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	191,063	345,048
減価償却費	363,211	376,666
減損損失	19,487	—
助成金収入	△1,400	△3,787
固定資産除売却損益（△は益）	△92	1,037
投資有価証券売却損益（△は益）	△2,741	△419
災害損失	3,888	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2,980	△2,150
受取利息及び受取配当金	△129	△78
支払利息	14,253	13,499
売上債権の増減額（△は増加）	△121,535	△36,978
棚卸資産の増減額（△は増加）	6,483	△36,890
仕入債務の増減額（△は減少）	25,216	37,387
未払消費税等の増減額（△は減少）	△64,140	6,726
その他	△22,793	29,447
<b>小計</b>	<b>413,753</b>	<b>729,510</b>
利息及び配当金の受取額	129	78
利息の支払額	△14,253	△13,499
助成金の受入れによる収入	1,400	3,787
法人税等の支払額	△71,893	△114,239
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>329,135</b>	<b>605,636</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△282,745	△313,997
無形固定資産の取得による支出	△24,109	△40,834
有形固定資産の売却による収入	5,019	128
投資有価証券の売却による収入	6,747	1,038
その他	736	710
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△294,352</b>	<b>△352,955</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	62,000	△62,000
長期借入れによる収入	530,000	323,000
長期借入金の返済による支出	△498,096	△495,075
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△3,389	△3,125
配当金の支払額	△62,000	△93,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>28,514</b>	<b>△330,200</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	63,297	△77,520
現金及び現金同等物の期首残高	328,641	391,939
現金及び現金同等物の期末残高	※ 391,939	※ 314,419

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、製品、主要原材料（商品）

主要原材料（原紙）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備・構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～35年

建物附属設備 3年～18年

構築物 10年～45年

機械及び装置 10年

車両運搬具 4年～5年

工具、器具及び備品 2年～15年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めのあるものについては当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①顧客との契約に基づき履行義務を識別し、約束した財やサービスなどの支配が顧客に移転した時点で当社の履行義務が充足されると判断して、当該財やサービスなどと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

②取引の対価は、支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収するものとし、重要な金融要素を含んでいないかを検証しております。

③製品の製造、商品の仕入れ、製品・商品の販売等を行うに当たり、顧客との契約の中で当社が製品・商品を引渡した時点において顧客が支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断した時点において収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識するものとしております。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、隨時引き出し可能な預金、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

### 1. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
有形固定資産	2,833,477	2,780,752
無形固定資産	91,162	104,087
減損損失	19,487	—

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の兆候の有無を判定するに当たっては、管理会計上の事業単位を基に資産グルーピングしております。当社の医薬品・医薬部外品・化粧品・食品等受託包装事業において、継続して営業損失が生じたことから減損の兆候があるものと判断し、減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該資産グループの帳簿価額103,367千円を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り又は回収（売却）可能価額の見積りを基に減損損失の計上の要否を判定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変更等によって影響を受ける可能性があり、見積りと異なる場合は翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

#### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 9 月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「電子記録債務」に含めていた「営業外電子記録債務」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より「電子記録債務」から区分して「流動負債」の「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「電子記録債務」に表示していた 237,592 千円は、「電子記録債務」 156,481 千円、「流動負債」の「その他」 81,111 千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
受取手形割引高	54,064千円	26,341千円
電子記録債権割引高	545,305千円	610,409千円
計	599,370千円	636,750千円

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,774,446千円	5,109,597千円

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
建物	1,260,153千円	1,194,561千円
構築物	97,845千円	92,170千円
土地	620,229千円	620,229千円
計	1,978,228千円	1,906,961千円

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	375,160千円	402,010千円
長期借入金	1,808,762千円	1,709,232千円
計	2,183,922千円	2,111,242千円

(損益計算書関係)

※ 1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「【注記事項】（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 48.2%、当事業年度 49.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 51.8%、当事業年度 50.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	72,600千円	72,600千円
給料手当及び賞与	256,931千円	281,563千円
減価償却費	41,881千円	39,317千円
貸倒引当金繰入額	2,980千円	50千円

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
研究開発費	15,224千円	13,565千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
機械及び装置	1,349千円	一千円
車両運搬具	69千円	128千円
計	1,419千円	128千円

※5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
機械及び装置	1,327千円	1,160千円
工具、器具及び備品	一千円	0千円
その他	一千円	5千円
計	1,327千円	1,166千円

※6 減損損失

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失金額
工場（富山）	包材の製造設備	機械及び装置	19,487千円
合計	—	—	19,487千円

（2）減損損失の認識に至った経緯

使用見込みの無い遊休・休止資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額により算定しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,550,000	—	1,240,000	310,000
合計	1,550,000	—	1,240,000	310,000

(変動理由)

普通株式の減少は、2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施したためです。

2024年3月11日付の株式併合による減少 1,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	62,000	利益剰余金	40	2023年9月末日	2023年12月27日

(注) 1. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施いたしましたが、株式併合前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月23日 定時株主総会	普通株式	62,000	利益剰余金	200	2024年9月末日	2024年12月24日

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	310,000	—	—	310,000
合計	310,000	—	—	310,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月23日 定時株主総会	普通株式	62,000	利益剰余金	200	2024年9月末日	2024年12月24日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	31,000	利益剰余金	100	2025年3月末日	2025年6月10日

(注) 1. 第82期までは、期末配当の年1回の剰余金配当を行う基本方針でしたが、第83期からは、利益の配分はよりタイムリーに行うよう、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行う基本方針に変更しております。

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月22日 定時株主総会	普通株式	46,500	利益剰余金	150	2025年9月末日	2025年12月23日

##### (キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	391,939千円	314,419千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	391,939千円	314,419千円

##### (リース取引関係)

###### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### (1) リース資産の内容

有形固定資産

全事業共通の設備（車両運搬具並びに工具、器具及び備品）であります。

###### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載のとおりであります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、主に包材製造・受託包装事業を行うための設備投資計画に基づいて、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用するとともに、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

投資有価証券は非上場の市場価格変動が無い証券のみの保有であり、変動リスクはありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

##### ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、事業に必要な資金の多くを銀行借入により調達しておりますが、市場金利の上昇による変動リスクを回避するために、固定金利にて調達することを基本としております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
負債			
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,438,215	2,368,529	△69,685
リース債務	7,992	7,912	△79

当事業年度（2025年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
負債			
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,266,140	2,150,617	△115,522
リース債務	4,867	4,778	△88

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度（2024年9月30日）	当事業年度（2025年9月30日）
非上場株式	3,021	2,416
出資金	19,370	19,360

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	391,939	—	—	—
受取手形	10,888	—	—	—
電子記録債権	146,573	—	—	—
売掛金	648,644	—	—	—
従業員に対する 長期貸付金	—	600	—	—
合計	1,198,045	600	—	—

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	314,419	—	—	—
受取手形	1,050	—	—	—
電子記録債権	138,895	—	—	—
売掛金	703,138	—	—	—
合計	1,157,503	—	—	—

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	474,555	424,698	384,951	313,699	230,624	609,688
リース債務	3,125	1,805	1,805	1,205	50	—
合計	477,680	426,503	386,756	314,904	230,674	609,688

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	470,838	431,091	359,839	276,764	168,357	559,251
リース債務	1,805	1,805	1,205	50	—	—
合計	472,643	432,896	361,044	276,814	168,357	559,251

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### （1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年9月30日）

該当事項はありません。

#### （2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年9月30日）

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	—	2,368,529	—	2,368,529
リース債務	—	7,912	—	7,912

当事業年度（2025年9月30日）

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	—	2,150,617	—	2,150,617
リース債務	—	4,778	—	4,778

（注）1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及びリース債務

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
株式	6,747	2,741	—
合計	6,747	2,741	—

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
株式	1,038	419	—
合計	1,038	419	—

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,654千円	8,002千円
資産除去債務	936千円	958千円
棚卸資産評価損	5,417千円	5,672千円
ゴルフ会員権評価損	4,278千円	4,378千円
減価償却超過額	192千円	196千円
減損損失	6,684千円	5,440千円
その他	737千円	437千円
繰延税金資産小計	24,900千円	25,085千円
評価性引当額	△5,952千円	△5,704千円
繰延税金資産合計	18,947千円	19,380千円
繰延税金負債		
圧縮積立金	△21,061千円	△20,557千円
特別償却準備金	△88,836千円	△68,616千円
繰延税金負債合計	△109,897千円	△89,173千円
繰延税金負債の純額	△90,949千円	△69,792千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%	0.0%
法人税等の特別控除	△6.6%	△9.7%
住民税均等割額	0.9%	0.4%
評価性引当額の増減	0.4%	△0.1%
その他	△1.1%	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2%	25.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年10月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.3%から35.1%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）の金額は1,501千円増加し、法人税等調整額が1,501千円増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社は事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社は事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	包材製造・受託包装事業
主要な財又はサービスのライン	
包材製造	3,955,499
受託包装	40,223
顧客との契約から生じる収益	3,995,722
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,995,722

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	包材製造・受託包装事業
主要な財又はサービスのライン	
包材製造	4,294,903
受託包装	36,636
顧客との契約から生じる収益	4,331,539
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,331,539

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高の重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、包材製造・受託包装事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日医工株式会社	464, 119	包材製造・受託包装

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日医工株式会社	574, 344	包材製造・受託包装

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社の事業セグメントは、包材製造・受託包装事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	3,940 円 95 銭	4,473 円 53 銭
1 株当たり当期純利益	430 円 25 銭	832 円 58 銭

- (注) 1. 2024 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会決議により、2024 年 3 月 11 日付で普通株式 5 株を 1 株に併合する株式併合を実施しておりますが、前事業年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
当期純利益(千円)	133,376	258,099
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	133,376	258,099
普通株式の期中平均株式数(株)	310,000	310,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下であるため、財務諸表等規則第 124 条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,767,428	16,804	—	2,784,232	1,589,051	82,472	1,195,180
構築物	193,988	—	—	193,988	101,818	5,674	92,170
機械及び装置	3,615,443	277,194	8,190	3,884,448	3,077,735	219,304	806,712
車両運搬具	29,085	—	1,047	28,037	28,037	577	0
工具、器具及び備品	295,855	57,271	734	352,391	298,567	37,485	53,823
土地	620,429	—	—	620,429	—	—	620,429
リース資産	23,323	—	4,512	18,811	14,386	2,961	4,424
建設仮勘定	62,370	8,010	62,370	8,010	—	—	8,010
有形固定資産計	7,607,923	359,280	76,854	7,890,350	5,109,597	348,475	2,780,752
無形固定資産							
ソフトウェア	194,481	41,620	—	236,102	163,192	27,999	72,909
ソフトウェア仮勘定	31,873	38,537	39,232	31,177	—	—	31,177
無形固定資産計	226,354	80,157	39,232	267,279	163,192	27,999	104,087
長期前払費用	5,704	9,218	5,440	9,482	233	66	9,249

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置 包材製造・受託包装のための機械及び装置 277,194 千円

2. 建設仮勘定の当期増加額は包材製造・受託包装のための機械及び装置の取得であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	62,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	474,555	470,838	0.63	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,125	1,805	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,963,660	1,795,302	0.56	2026年～2042年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,867	3,061	—	2026年～2028年
合計	2,508,207	2,271,007	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

- リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	431,091	359,839	276,764	168,357
リース債務	1,805	1,205	50	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,990	50	2,200	—	840

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	197
当座預金	314,221
合計	314,419

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
東光薬品工業株式会社	475
東洋製薬化成株式会社	381
株式会社マルヒロエンタープライズ	193
合計	1,050

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2026年1月	575
2026年2月	475
合計	1,050

ハ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
救急薬品工業株式会社	24,927
ティカ製薬株式会社	22,702
TOA株式会社	20,675
日新製薬株式会社	15,919
岩城製薬株式会社	13,353
その他	41,317
合計	138,895

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年10月	25,024
2025年11月	15,972
2025年12月	31,276
2026年1月	62,489
2026年2月	4,132
合計	138,895

二. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
日医工株式会社	75,805
株式会社パナケイア製薬	65,803
株式会社池田模範堂	54,613
帝國製薬株式会社	46,190
株式会社フジシール	40,634
その他	420,089
合計	703,138

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)}$ 365
648,644	4,764,693	4,710,200	703,138	87.0	52

ホ. 商品及び製品

区分	金額 (千円)
包材	146,331
合計	146,331

ヘ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
包材	79,010
合計	79,010

ト. 原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料	
原紙	113,272
刷版	4,160
その他	27,476
小計	144,909
貯蔵品	
設備資材	20,138
クリーンウェア	1,494
その他	174
小計	21,807
合計	166,717

②流動負債

イ. 電子記録債務

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社山田写真製版所	22,125
東洋インキ株式会社	13,502
ツキオカフィルム製薬株式会社	12,635
株式会社田中薬品商会	8,887
D I C グラフィックス株式会社	7,999
その他	95,269
合計	160,419

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年10月	38,014
2025年11月	49,074
2025年12月	39,598
2026年1月	33,732
合計	160,419

口. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ムサシ	71,252
ZACROS株式会社	21,184
紙ぷらす株式会社	16,077
株式会社富山印刷	8,522
大永包装株式会社	7,716
その他	105,884
合計	230,639

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月末日
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	一
剰余金の配当の基準日	毎年3月末日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り（注）	取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株主名簿管理人 株式会社SMB C信託銀行 取次所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 買取手数料 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の広告掲載URLは次の通りです。 <a href="https://taiyopackage.co.jp">https://taiyopackage.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式又は募集新株予約券の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月9日

株式会社タイヨーパッケージ

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

今井基喜

指定社員

業務執行社員

公認会計士

田中莊治

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の条例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイヨーパッケージの2024年10月1日から2025年9月30日までの第83期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タイヨーパッケージの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査

役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。